

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」

児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた 市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用の手引き

令和5年3月
有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	手引きの背景と目的.....	1
1.1	手引きの背景と目的	1
1.2	手引きの使い方	2
1.2.1	手引きの対象	2
1.2.2	手引きの読み方・使い方	2
1.2.3	本誌で使用する用語の説明	3
第2章	ヤングケアラー支援概論	4
2.1	ヤングケアラーの概要	4
2.1.1	ヤングケアラーとは	4
2.1.2	ヤングケアラーがおかれている状況.....	5
2.2	ヤングケアラー支援の流れ	8
2.2.1	ヤングケアラー支援の流れの概要	8
2.2.2	ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関.....	11
第3章	ヤングケアラー支援の運用の仕組み	12
3.1	ヤングケアラー支援の運用の仕組み例.....	13
3.1.1	仕組み例① 要対協の枠組みを活用した運用.....	13
3.1.2	仕組み例② 国庫補助事業である各種訪問支援事業を活用した運用	19
3.1.3	仕組み例③ 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用	22
3.1.4	仕組み例④ 行政区ごとに「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用	25
3.1.5	先行事例の考察を通して見えてきたヤングケアラー支援の運用における課題.....	29
第4章	児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項	33
第5章	対応が困難な事例ごとの留意点や工夫	43
5.1	家庭が支援を拒否する例	43
5.2	中途退学者等学校での把握が困難な例	45

第1章 手引きの背景と目的

1.1 手引きの背景と目的

- この手引きは、市区町村が行うヤングケアラー支援の中でも、「児童福祉部門」と「教育分野（学校や教育委員会）」とに焦点をあてて作成したものです。
- ヤングケアラー支援は、市区町村における様々な部門や地域の支援者たちが関わりながら進められます。その運用を主導する部門等は地域の実情により様々ですが、特にこどもに近い立場にある市区町村の児童福祉部門や学校などの教育分野は、ヤングケアラーの存在に気づいたり、ヤングケアラーに寄り添いながら必要なサポートについて考えたり、実際にサポートしたりする上でとても重要な役割を担います。
- そこで、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」（以下、「当研究事業」といいます。）では、まずはヤングケアラー支援のカギともいえる児童福祉部門と教育分野との連携を中心として、児童福祉部門が主導する支援の‘入口’から‘出口’までを効率よく運用していくための在り方を検討し、手引きを作成しました。
- この手引きにおいて、児童福祉部門が主導する支援の‘入口’は、あるこどもをヤングケアラーなのではないか？と気づくところであり、その後、必要な支援を行ったり支援につなげるなどして、そのこどもがヤングケアラーとして持つ課題や困難さが軽減・解消され、支援を終えたり別の支援や見守りに移行したりするところまでフォローアップし、児童福祉部門における対応を終了するところが‘出口’としています。手引きでは、その一連の流れにおいて、市区町村の児童福祉部門がヤングケアラーに関する情報を集約し、窓口としてヤングケアラー支援を運用する上で参考になる事項をとりまとめました。児童福祉部門とタグを組みヤングケアラー支援を進める教育分野にとって参考になる事項もまとめています。
- 手引きは、これからヤングケアラー支援の運用を始めたい、これまでの運用を強化したい、と感じている市区町村においてその実現を後押しすることを目指して作成しています。

1.2 手引きの使い方

1.2.1 手引きの対象

- この手引きは、ヤングケアラー支援を行う市区町村の児童福祉部門職員や、当該地域の学校や教育委員会といった教育分野の関係者を主な対象として作成しています。

1.2.2 手引きの読み方・使い方

- 手引きでは、「第2章 ヤングケアラー支援概論」において、本誌における「ヤングケアラー」の捉え方、ヤングケアラーのおかれている状況など、ヤングケアラーに関する基本的な事項や、ヤングケアラー支援の流れ、ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関についてまとめています。ヤングケアラー支援を運用するにあたって押さえておくべき基本情報として参照してください。
- 「第3章 ヤングケアラー支援の運用の仕組み」では、児童福祉部門が窓口となりヤングケアラー支援の運用を主導する場合の仕組みの例を4パターン提示し、その仕組みの説明、当研究事業において行った市区町村へのヒアリング調査で収集した事例を記載しています。また、仕組みにおける課題や留意点も提示していますので、ヤングケアラー支援をより効果的に運用していくための視点としてあわせて参照してください。
- 「第4章 ヤングケアラー支援の運用に必要な事項」では、第3章で説明した仕組みの総括として、ヤングケアラー支援の運用におけるポイントを提示しています。よりよい役割分担を検討するための手立てとしてもご参照ください。
- 「第5章 対応が困難な事例ごとの留意点や工夫」では、対応困難な支援事例を取り上げ、その難しさや留意点、工夫について記載しています。ヤングケアラー支援の運用を進めていく上で出会うであろう事例の予備知識として参照してください。

1.2.3 本誌で使用する用語の説明

- 手引きでは、以下のように用語を使用します：
 - 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等）や教育委員会を「教育分野」といいます。
 - 家庭や児童の相談を受け付ける相談機関・窓口、要保護児童対策地域協議会の調整機関、こどもに関連する政策や施策の立案・実行・評価等、様々な立場や役割でこどもの福祉に関わる部門を総称して「児童福祉部門」といいます。
 - 相談事例や支援事例のことを「ケース」といいます。
 - スクールソーシャルワーカーは「SSW」と省略して表記します。
 - スクールカウンセラーは「SC」と省略して表記します。
 - 要保護児童対策地域協議会は「要対協」と省略して表記します。
 - 高等学校を「高校」と省略して表記します。

第2章 ヤングケアラー支援概論

2.1 ヤングケアラーの概要

2.1.1 ヤングケアラーとは

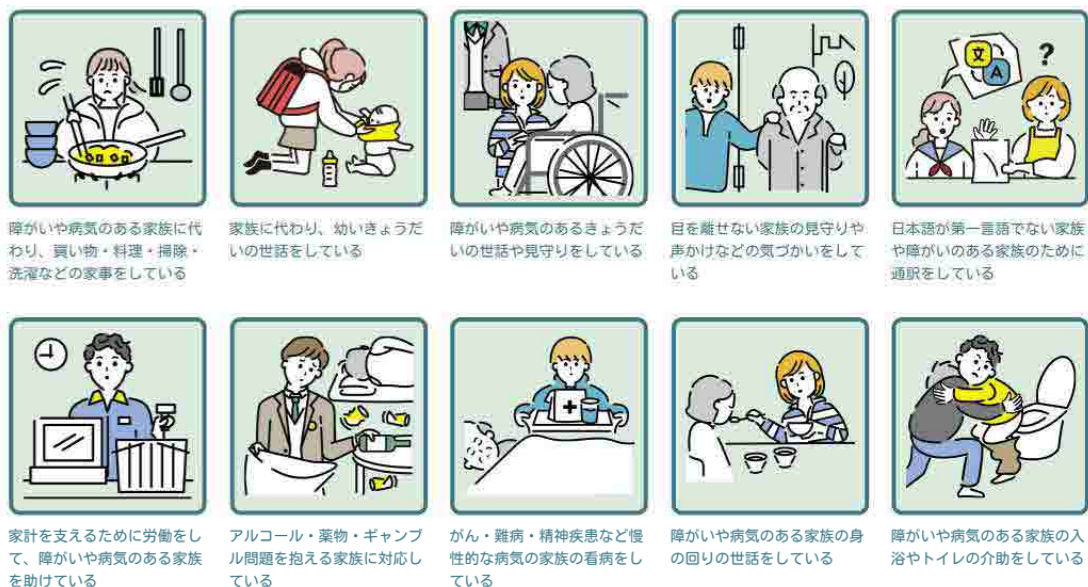
- ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページ上では、「『ヤングケアラー』とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」¹とされています。
- こどもが家事や家族の世話をするのは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責任感を育むなどの良い面もあります。
- 一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています²。
- 本誌は、ヤングケアラーの中でも特に支援対象となりうるこどもに焦点を当てながら作成しています。
- ヤングケアラーが担うケアの量や質には幅があり、ヤングケアラー本人がケアについてどのように受け止めているかも様々です。また、ヤングケアラー支援についても、学校での支援（先生からの寄り添い支援等）、地域での支援（介護現場等からの見守り）、公的サービスの利用など多岐にわたります。
- それぞれの支援の対象となりうるヤングケアラーをどう捉えるかは、支援の種類や地域の状況に応じて多様であると考えられますが、まずは、ヤングケアラーと思われるこどもを見逃すことなくキャッチすることが重要です。そのためには、下図の「ヤングケアラーの例」にあるような生活をこどもが日常的に送っている場合に気がつくことができるようアンテナを張るとともに、子どもの権利条約に定められた権利（教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利、意見を表す権利、健

¹ 厚生労働省ホームページより

² S. Joseph, J. Sempik, A. Leu, and S. Becker, “Young Carers Research, Practice and Policy: An Overview and Critical Perspective on Possible Future Directions,” *Adolescent Research Review*, vol. 5, no. 1. 2020.

康・医療への権利など）が侵害されている可能性がないかといった視点を持ちながらこどもの様子を気にかけることが重要になります。その際、客観的な状況のみならず、こどもの内面・気持ちにも気を配りましょう。

図表 1：ヤングケアラーの例



出所：厚生労働省ホームページ

- なお、ヤングケアラーが何かしらの課題を抱えている場合、その背景には、複合的な家庭の課題があることが少なくありません。必要に応じて、保護者の話を聞いたり、家庭に対して公的サービスの導入を検討したりすることが求められます。

2.1.2 ヤングケアラーがおかれている状況

- ヤングケアラーは多様な状況におかれていることが先行研究で明らかとなっています。
- ヤングケアラーが担うケア（家事や家族の世話）の内容や質が多様であるのはもちろんですが、こども本人がそのことに対してどう感じているのか、支援を望んでいるのかといった点も様々です。また、それらはヤングケアラーがケアをする家族の状況や、こどもの年齢、発達の状況によって変化することもあります。

図表 2：ヤングケアラーがおかれている状況（先行研究より）

通番	調査内容	主な調査結果
1	ケアを必要としている人の状況	◇ 「幼い」が最も多く、次いで「精神疾患（疑い含む）」、「知的障がい」、「高齢（65歳以上）」、「身体障がい」、「要介護（介護が必要な状態）」、「その他」、「依存症（疑い含む）」、「精神疾患、依存症以外の病気」、「認知症」と続く³。 ◇ 「その他」の中には、「外国籍で日本語が不自由」、「きょうだいが多い」、「養育能力が低い（発達障害、知的障害等を含む）」、「ネグレクト」、「多忙」、「病気の後遺症」、「経済困窮」が挙げられる³。
2	ケア対象者へのケア内容	◇ 「きょうだいのケア」が最も多く、次いで「食事の世話」、「食事以外の家の中の家事」、「見守り」、「感情面のケア」、「家族の身体介護」、「通院の付き添い」、「家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助」、「通訳」、「金銭管理」、「その他」と続く³。 ◇ 「その他」の中には、「学校や保育所等への送迎」、「甥、姪等のケア」、「医療ケア」、「事故の予防」、「家計支援」、「手続き関係」が挙げられる³。
3	ケア時間 (平日1日あたり)	◇ 中学2年生は平均4.0時間、全日制高校2年生は平均3.8時間⁴。 ◇ 小学6年生は平均2.9時間⁵。 ◇ 大学3年生は「1時間以上3時間未満」の割合が約4割と最も高く、次いで「1時間未満」、「3時間以上5時間未満」、「7時間以上」と続く⁵。
4	ケアのきつさ	◇ 中学2年生、全日制高校2年生ではともに「特にきつさは感じていない」が最も多いが、次いで、中学2年生は「時間的余裕がない」が多く、全日制高校2年生は「精神的にきつい」が多い⁴。 ◇ 小学6年生は「特に大変さは感じていない」の割合が約6割と最も高く、次いで「気持ちの面で大変」、「時間の余裕がない」と続く⁵。 ◇ 大学3年生は「精神的にきつい」の割合が約4割と最も高く、「時にきつさは感じていない」も同等に高く、「時間的余裕がない」と続いている⁵。
5	ヤングケアラーとしての自覚	◇ 家族の世話をしていると回答した中学2年生、全日制高校2年生のうち、約15～16%が「自分はヤングケアラーにあてはまる」と

³有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～(令和4年3月)」

⁴三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和3年3月)」

⁵ 株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（令和4年3月）」

通番	調査内容	主な調査結果
		回答している一方で、「あてはまらない」と回答しているのが約42～47%⁴。 ✧ 現在世話をしている家族がいると回答した大学3年生のうち、「現在あてはまる」が27%、「あてはまらない」が38%、「わからない」が21%。世話をしている家族が現在はいないが、過去にいたと回答した大学生のうち、「現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う」が52%、「あてはまらない」が35%、「わからない」は10%⁵。
6	学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援	✧ 中学2年生、全日制高校2年生、定時制高校2年生相当、通信制高校生ともに「特にない」が約4割となっているが、次いで、中学2年生、全日制高校2年生は「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「自由に使える時間がほしい」、「進路や就職など、将来の相談にのってほしい」、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」と続く。全日制高校2年生は「家庭への経済的な支援」が他に比べてやや高い傾向にある⁴。 ✧ 小学6年生は「特にない」が約5割と最も高くなっているが、次いで「自由に使える時間がほしい」、「勉強を教えてほしい」、「自分のことについて話を聞いてほしい」が他と比べて高くなっている⁵。 ✧ 大学3年生は「特にない」を除くと、「学費への支援・奨学金等」、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」の割合が最も高く28%、次いで「自由に使える時間がほしい」と続く⁵。
7	世話について相談した経験	✧ 小学6年生は、世話について相談した経験について、「ある」が17%、「ない」が76%となっている⁵。 ✧ 大学3年生は、世話を必要としている家族のことや世話の悩みを誰かに相談したことはあるかについて、「ある」が33%、「ない」が67%となっている⁵。

2.2 ヤングケアラー支援の流れ

2.2.1 ヤングケアラー支援の流れの概要

○ ヤングケアラー支援は、一般的に、下記の流れをたどります：

- ① 支援を必要とするヤングケアラーの把握（本誌では教育分野を想定）
 - ヤングケアラーの状況にあるこどもを把握します。その際、ヤングケアラーであることに気づくための視点（確認のポイント）が整備されているとよいでしょう。
 - ケアの状況のみならず、こどもの生活や生き方にケアがどのように影響しているのか、そして何よりも、こども本人がケアをすることについてどのように考えているかを確認することが肝要です。それらを通して、こどもが支援に対してどのようなニーズを持っているのかを理解します⁶。
 - 家庭内の課題は表面化しづらい場合があり、日頃からこどもの様子を見ていてよく知っていたり、信頼関係が構築されていたりするような、学校関係者の役割が非常に重要となります。
- ② 支援が必要なヤングケアラーの支援窓口への共有/情報提供（本誌では教育分野から児童福祉部門を想定）
 - 支援に関するニーズを持つヤングケアラーや、何等かの支援が必要と思われるヤングケアラーを、ヤングケアラー支援窓口につなぎます。
 - ヤングケアラー支援窓口につなげる際には、そのことをヤングケアラーの状況にあるこども本人にも説明します。
 - 支援が必要なヤングケアラーが適切な支援を受けられるように、ヤングケアラー支援窓口がどこの部門であるかを明確にしておく必要があります。
 - 相談元の部門や機関と情報をやり取りするにあたり、個人情報の取扱いに留意が必要です。

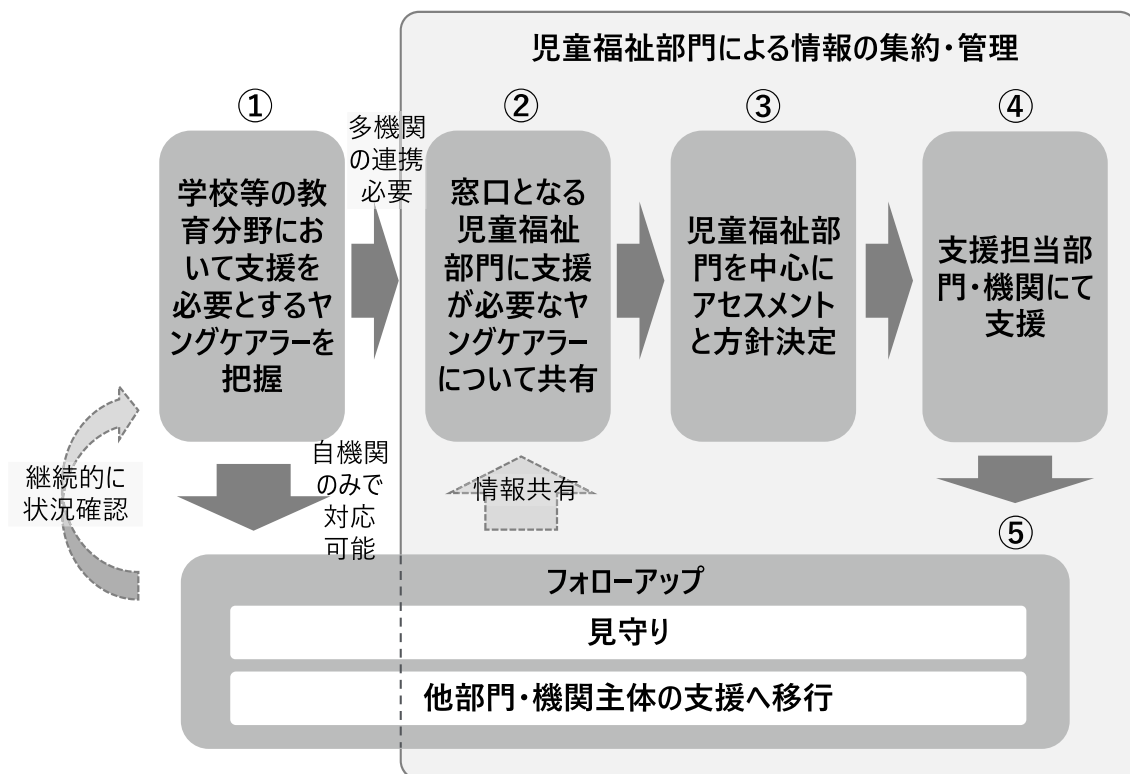
⁶ 中には、支援が必要であっても必要と答えるこどもや、支援の必要性に気が付いていないこどももいます。他方、支援者側が必要と考えていても、こどもにとってはその支援が（今は）必要ではないと感じる場合もあります。こどもの想いに寄り添いながら確認することが重要です。

- ③ ヤングケアラー支援窓口を中心としたアセスメント（状況の評価・分析）と方針決定（本誌では児童福祉部門を想定）
- 支援を担当する部門や機関（多機関連携による支援の要否）等を検討します。
 - その際、アセスメントの視点やツール（活用できる書式等）が整備されているとよいでしょう。
 - 多機関連携による支援が必要となる場合は、連携先の機関・部門につなげます⁷。多機関連携を行う場合は複数部門が関わることになるため、主導し統括する部門があるとよいでしょう。
 - ヤングケアラー支援窓口に関係機関や団体等と連携して相談や支援、適切な機関へのつなぎを行うヤングケアラー・コーディネーターを配置することも考えられます。
- ④ 支援実施部門・機関による支援の実施
- 具体的な援助方針を決定し、それに沿って支援を実施します。
 - 支援実施状況をモニタリング（観察・状況報告）し、関係機関・部門と進捗を共有します。
- ⑤ フォローアップ（見守り・事後支援）
- 状況に応じて、他の部門や機関等への支援の移行を検討します。
 - 見守りを行い、フォローアップの必要がなくなったことを関係機関等とも相談しながら確認して、支援を終えます。
 - ヤングケアラーが困った時に相談できるよう、こどもに寄り添える体制を整備されているとよいでしょう。こどもに寄り添うのは公的機関だけではなく、民間団体の場合もあります。
 - 家族のケアが終わった場合であっても、それまで長期にわたって過度な負担が続いた結果、深く傷ついているこどもがいることも考えられます。ヤングケアラーの状態でなくなったとしても、一人のこどもとして、支援が必要な場合があることには留意が必要です。

○ この流れを、児童福祉部門と教育分野に焦点をあてて図示すると、おおよそ下記のようになります。

⁷ 多機関・多職種連携による支援については、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」)に詳しい。

図表 3：児童福祉部門と教育分野に焦点をあてたヤングケアラー支援の流れ

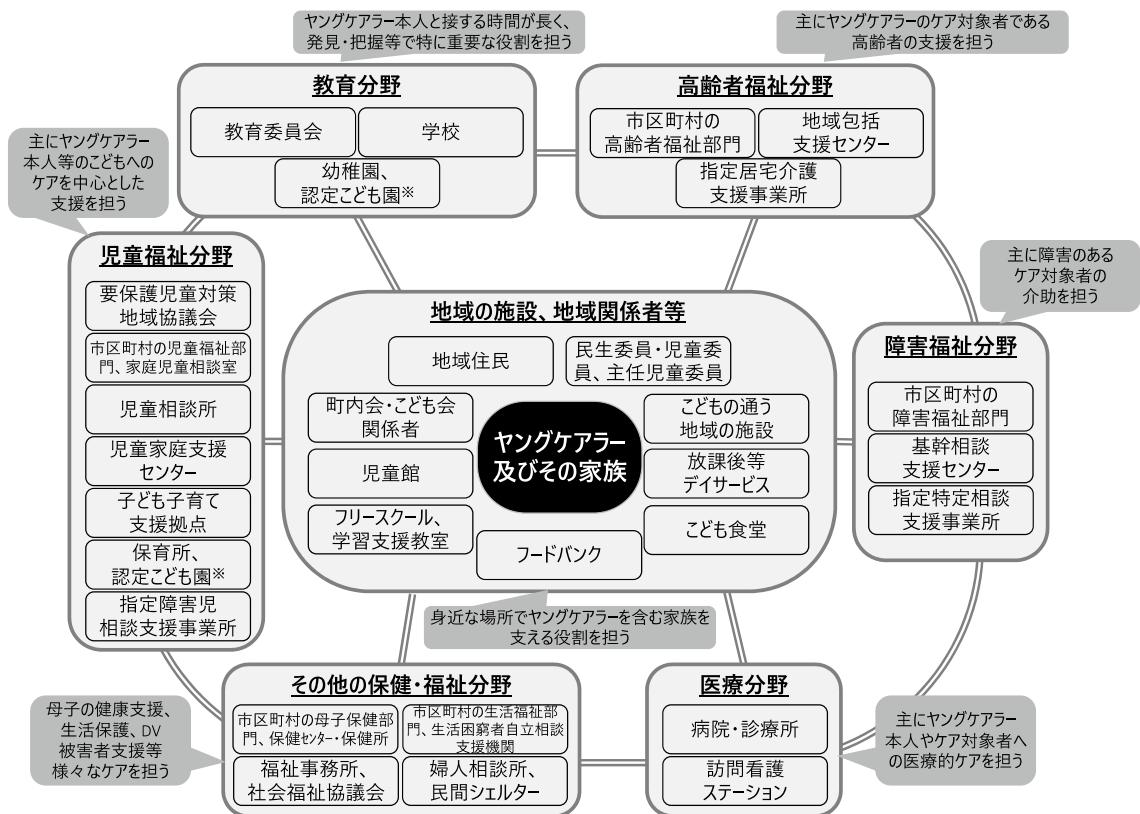


- 第3章で、この流れを効率よく運営していくための仕組みについて説明します。
また、第4章で、具体的な運用の方法を示します。

2.2.2 ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関

- ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯への支援を行うためには、分野の垣根を越えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。なかには日常的に連絡を取る機会がない他分野の機関とも連携が必要になることがあるため、連携する可能性がある機関にはどのようなところがあり、それぞれの機関の役割としてできること、できないことをある程度把握しておくことが望ましいといえます。

図表 4：ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関



「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～（有限責任監査法人トーマツ,2022年）」をもとに一部改変。

第3章 ヤングケアラー支援の運用の仕組み

- 当研究事業では、児童福祉部門が主導してヤングケアラー支援を行う市区町村の協力を得て、ヤングケアラー支援の運用の体制や方法、留意点や課題等に関するヒアリング調査を行いました。その結果をもとに、当研究事業に設置した有識者委員会での助言や指導を得ながら、ヤングケアラー支援の流れを効率的に運用するための仕組みを検討しました。
- 第3章では、調査した各市区町村の事例をもとに主だった4つのパターンを例示し、各地の事例も織り交ぜながら説明します（本章の記載はヒアリング調査にご協力いただいた市区町村からの回答に基づいています）。
- 説明は、第4章で示す具体的な運用方法との対応を示すため、〔括弧書き〕で第4章の項目を示しています。

例： 〔2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（2）対象者〕

⇒上記の場合は、「第4章 2（2）」と対応していることを示しています。

3.1 ヤングケアラー支援の運用の仕組み例

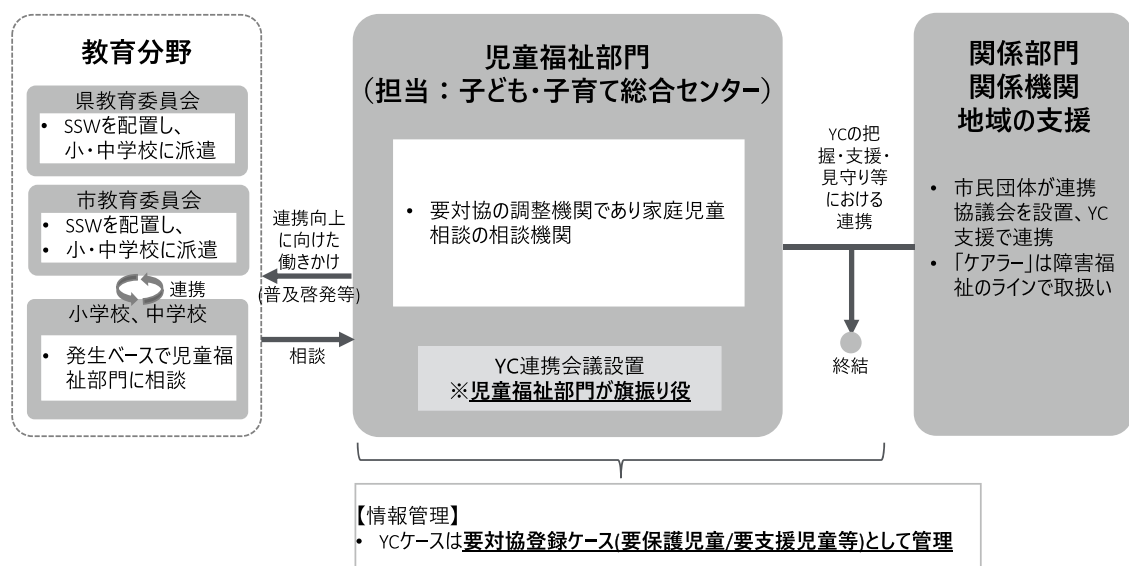
3.1.1 仕組み例① 要対協の枠組みを活用した運用

- 児童虐待事案等を取り扱う要対協の既存の枠組みを活用した運用方法です。
- 教育分野で把握したヤングケアラーを、家庭児童相談の窓口や要対協調整機関につなぎ、要対協登録ケースと同じ仕組みの上で管理します。

【仕組み例① A市の事例の特徴】

A市（人口規模：5万～20万人未満）

図表 5：仕組み例①－A市の事例－



[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (2) 対象者]

- 児童福祉部門は 18 歳未満の児童が基本的な対象となるため、「ケアラー」への支援が不足することのないよう、18 歳以上の「ケアラー」は障害福祉のライン（障害福祉部門や保健福祉部等）で扱うよう整理している。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 教育分野において教育委員会を通じた啓発活動を行っており、年 6 回実施される校長会議においてヤングケアラーに関するパンフレットを配布するなどしてヤングケアラー支援についての普及・啓発を行っている。

[5. 関係者による連携会議]

- 児童福祉部門が旗振り役となり、多機関の連携体制を強化するための関係部門によるヤングケアラー連携会議を設置。会議は、具体的な支援内容の検討・管理というよりも、ヤングケアラー支援において何が課題であるのかを明確にすることに主眼が置かれている。
- ヤングケアラー連携会議には行政職員の他、ヤングケアラー協議会メンバーも参加している。行政で参画する部署は母子保健担当課、社会福祉担当課、高齢者福祉担当課、保育課、学校教育課（教育委員会）、子ども未来部（子育て支援課）であり、保健師や市教育委員会に所属する教員経験者も含む 12 名。ヤングケアラー協議会からの参加者は社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、作業療法士、社会福祉士を含む 5 名。

[6. 支援のより良い運用のために]

- 市民団体によるヤングケアラー協議会への参加や、当該法人の実施する SNS 相談との連携など地域の支援を活用し、ヤングケアラーに寄り添う支援を展開している。

【類似の仕組みで運用する他市の事例】

D 市（人口規模：50 万～80 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > （2）対象者]

- 年齢が 18 歳を超えたタイミングで児童福祉部門と福祉事務所の情報連携ができる仕組みを整備。所定の様式（世帯の基本情報やこれまでの支援の経緯等を記載）を作成して、福祉事務所につなぐ取り決めをしている。福祉事務所は重層的支援体制整備事業の事務局となっており、当該事業における支援方針会議では守秘義務に関する記載があるため、その枠組みの中で対応できるものと考えている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > （3）実施方法 > 5）児童福祉部門でのアセスメント]

- 通告のあった事案は要対協としての視点と、ヤングケアラーとしての視点双方からアセスメントしている。調査の結果、ヤングケアラー支援が必要ないものと判断された場合は、終結とする。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- 要対協の調整機関事務局内に、ヤングケアラー支援の庶務的業務を行う係を設置しており、当該係が統計（属性や支援状況等）の管理、福祉事務所へのつなぎを担当している。統計情報は表計算ソフト（マイクロソフト・エクセル）にて一元管理し、必要に応じて更新作業を行っている。また、一目見てヤングケアラーの記録と分かるよう、児童記録票の表紙に緑色のラベルシール（相談受付日や管理開始日を記載）を貼付している。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 各関係機関の対応を定めた「ヤングケアラー支援マニュアル」を庁内で作成し、関係部に配布。

[4. 教育分野との連携 > (2) 教育分野が主に実施]

- 学校内でヤングケアラーを見つけたら、まずは管理職や SSW 等と共有し、アセスメントシートで学校での様子や家庭の状況について整理しつつ、当該児童・生徒への見守りや声掛けを行う。学校だけでは対応・支援が困難と判断される場合に、児童福祉部門（調整機関）に連絡し、今後の対応を相談することとしている。

E 町（人口規模：5 万～20 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- ヤングケアラー支援の相談を受けた際に要対協登録ケースにするかどうかは、学校等から相談を受けたケースワーカーらとともに受理会議を行い判断する。ネグレクトといった児童虐待ケースとして対応すべきか判断に迷う時は児童相談所に相談する流れを取っている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- 要対協ケースの記録台帳の他、ヤングケアラー支援の記録台帳があり一元管理している。それら以外に、児童福祉部門の基幹的な仕組みとして、こども全数の「個別カード」（永年保存）がある。この個別カードを基本として、当部門で行った支援の内容を追記していく形になっている。個別カードがあるので、ヤングケアラーに限ったことではないが、全児童生徒（20 歳になるまで）見守りの仕組みがある。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 児童福祉部門の取組として保健師の小学校と中学校への巡回相談を年 2 回実施しており、学校とは顔の見える関係があるため、ヤングケアラーに関する相談についても直接学校とやり取りしている。保育所と幼稚園にも巡回相談を行っているため、ヤングケア

ラー支援において連携を図る素地がある。教育分野との連携は、一つ一つ連携の好事例を積み重ねながら、支援を多機関と連携することで得られるメリットを感じていただき、情報共有ができるようになった経緯がある。

F 市（人口規模：20 万～50 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (2) 対象者]

- 当部門で対応するヤングケアラーは 18 歳未満を対象としており、18 歳以上の「ケアラー」への対応は、福祉総務課がとりまとめる。高齢者にかかるものであれば高齢者福祉部門、障害にかかるものであれば障害福祉部門、とそれぞれのケースの必要とされる支援に応じて振り分けられる。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 学校で気になるこどもがいたら、そのこどもの状況を把握して、児童福祉部門に直接連絡いただくようにしている。その際、ヤングケアラーの状況にある場合はネグレクト事案として受理し、ヤングケアラーである疑いがある場合は要支援児童として受理をしている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 6) 支援施策]

- 「支援対象児童等見守り強化事業」（宅食サービス事業）を開始。ヤングケアラーも対象としている。この事業の委託先から月に 1 回データで報告を受けており、その中に家庭に関する情報も含まれているため、ケース記録を入力するシステムに当課で記録していくようにしている。
- 令和 5 年 1 月から子育て世帯の訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）や、同じ見守り強化事業でも、居場所型としてこども食堂作りを実施していく予定である。

[2. ヤングケアラー支援運用の内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- 台帳等のケース管理ツールは要対協と同じものを使用。それとは別に電子ファイルでもケース管理をしており、ヤングケアラーに関連する項目（例えば、家事をしている、きょうだいの世話をしているなど）を 5 つほど設置して、どの項目にあてはまるか分かるようになっている。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- ヤングケアラーの認知度を高めるため、庁内の関係部署や学校現場の方に知っていただくよう、教頭会議にて研修を実施。そこから現場の先生の会議などにも周知していただいた。

I 市（人口規模：20 万～50 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 児童福祉部門で受けたヤングケアラーに関する相談は、要対協への相談として受理している。支援が必要なヤングケアラーが、支援から漏れることのないように対応している。
- ヤングケアラーは、保護者の養育困難などに起因する養護相談ケースや虐待相談ケースの中に見られることが多い。いずれのケースも通告受理をし、虐待の種別や程度などを把握するためのアセスメントを行っている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- ヤングケアラー支援ケースを含め要対協登録ケースの内容はシステムに入力しているが、ケース管理のために表計算ソフト（マイクロソフト・エクセル）も併用している。表においては、ヤングケアラーのチェック欄を設けて把握に努めている。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 県立高校に配置されている SSW を通じて、情報提供や相談を受ける。高校とは、従前から生活困窮支援で連携してきた経過があり、引き続き学校訪問等を行って情報共有している。
- 学校はヤングケアラーを見つけやすい場所であることから、深刻なヤングケアラーの疑いがある場合は、できるだけ早く児童福祉担当課へ連絡をするよう依頼している。教職員へのヤングケアラー問題周知のため、夏休みに市内の全小・中学校が校内研修を行った。

[5. 関係者による連携会議]

- 支援施策を持ち、ヤングケアラーを発見する可能性のある業務を所管する庁内関係 10 課（担当は児童福祉、学校教育、地域福祉、高齢者、介護、障がい、青少年、生活保護、生活困窮、保健）でヤングケアラー支援に関する会議を持っている。ヤングケアラーが抱える問題を共有するための合同研修や、各課内での研修を実施した。家族全体を見て適切な支援を行うためには、庁内でヤングケアラーについて共通認識を持つ必要がある。

J 市（人口規模：5 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 4) 教育分野での把握]

- 最初の情報は児童虐待疑いということで市教育委員会から入ることが多い。虐待がある場合や不登校の児童生徒について、教員や SSW から教育委員会を経由して情報があり、当該家族関係を調べていくうちにそのこどもがヤングケアラーかもしれないと判断される流れが多い。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 学校から要対協の教育部門の主担当や学校教育課所属の SSW へ相談があり、要対協の枠組みで対応することになる。各ケースについて、個別のケースカンファレンス（事例検討会）において関係者で検討し、支援方針を決定。要対協でも見守りが必要であれば対応する。児童相談所の判断によって要支援のケースもあれば要保護のケースもある。

[4. 教育分野との連携 > (2) 教育部分野が主導]

- 個別ケース会議で要対協登録ケースではないと判断された場合は、小学校・中学校にて見守りをお願いすることが多い。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 7) 終結の判断]

- ヤングケアラーと疑わしき状況のケースは要対協にあげるが、見守りをしていて、3 か月必要な支援がなければ、終結の判断をしている。ヤングケアラーに限らず、終結についてはどのような観点で判断すればいいのか悩む部分もあるのだが、児童虐待事案に係る終結の基準を参考にしている。もしも、再度アクションがあれば再受理し対応する流れとなる。

K 市（人口規模：20 万～50 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 7) 終結の判断]

- 子どもの権利が阻害されているといったところに焦点を当てて対応している。ヤングケアラーである状況が終わったからといって、子どもの権利が侵害されている状況に変わりがなければ支援は終結しないという考え方。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 講師を招きヤングケアラーについての講演会を主催。学校を中心に教育委員会にも声をかけて実施した。外部向けの研修は定期的に行っており、どういう場合に通告してほしいのかという点や、児童福祉部門の役割や取組を知ってもらうための啓発を行っている。保育園、幼稚園、学校、教育委員会、療育機関、NPO 法人などの民間機関を対象として年に複数回実施している。虐待防止月間にはヤングケアラーに関するリーフレットも配布し普及啓発を行っている。
- ヤングケアラー支援に関する相談は、SSW（県が配置し、市の小・中学校に派遣。とりまとめは市）や学校から児童福祉部門に相談が入る。学校と互いの顔の見える関係になるよう学校に訪問し、ヤングケアラーに限らず気になることがあれば相談してほしいと伝えている。

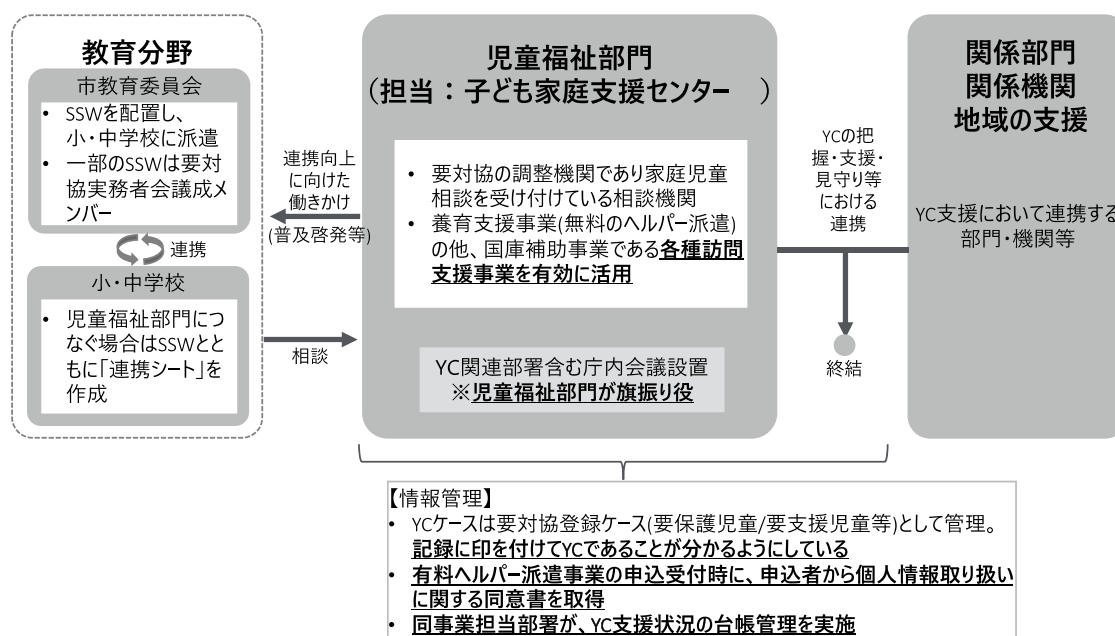
3.1.2 仕組み例② 国庫補助事業である各種訪問支援事業を活用した運用

- 児童虐待事案等を取り扱う要対協の既存の枠組みを活用した運用方法です。
- 教育分野で把握したヤングケアラーを、家庭児童相談の窓口や要対協調整機関につなぎ、要対協登録ケースと同じ仕組みの上で管理します。
- 国庫補助事業である各種訪問支援事業⁸（有料のヘルパー派遣事業の対象をヤングケアラーに絞らないことで、結果としてヤングケアラーにつながる制度設計等）を有効に活用しながら、ヤングケアラーを支援しています。

【仕組み例② C市の事例の特徴】

C市（人口規模：20万～50万人未満）

図表 6：仕組み例②－C市の事例－



⁸ 国庫補助事業を活用した市の各種「訪問支援」事業は、「ヘルパー派遣3事業（①②有料・③無料）＋アウトリーチ型訪問支援事業（④無料）」といった構成。①は「子育て世帯訪問支援臨時特例事業（子育て支援対策臨時特例交付金＝安心こども基金）」、②は「ひとり親家庭等日常生活支援事業（母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金）」、③は「養育支援訪問事業（子ども・子育て支援交付金）」、④は「支援対象児童等見守り強化事業【アウトリーチ型】（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）」。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 4) 教育分野での把握]

- 児童虐待に該当する場合は即座に連絡をしてもらうよう学校や SSW に伝えているため、児童虐待事案でありヤングケアラーの状況におかれてもいることがあれば即座に連絡が来る。それ以外の相談事案は、担当 SSW に学校で「新規連携シート」（どのようなこどもであるか、どのような家族関係であるか、現在どういった状況にあるから一緒に考えてほしいのかといった事項を記載）を作成して渡してもらう。その相談事案の中にもヤングケアラーの状況になっているこどもが含まれている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 6) 支援施策]

- 国庫補助事業として、児童虐待の未然防止やヤングケアラーのいる家庭の養育環境を整えるという目的で、ヤングケアラーのいる家庭も対象とする有料の各種訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）を実施している。有料のヘルパー派遣事業の対象を①市在住であること、②18歳未満のこども又は妊婦がいること、③家事育児に不安や負担があると本人が述べていること等の主に3つにあてはまる方とし、あえてヤングケアラーに絞らないことで、結果としてヤングケアラーにつながる制度設計になるよう工夫している。
- その他にも、特定妊婦や台帳登録家庭等を対象とした無料のヘルパー派遣事業、ショートステイ等子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業等も一緒に考慮して、対象となる本人から状況や希望、一番の困り感を聞き取った上で、当部門でベストな支援を検討する。なお、ヘルパー派遣当日は、訪問介護事業所と一緒に市職員が自宅を訪問し、事業の注意点等をお伝えするとともに、家庭の養育環境等の確認を行っている。
- 事業名に「ヤングケアラー」と入れることで、既にヤングケアラーのいる家庭に支援に入っている訪問介護事業所の一部から「以前からヤングケアラーの支援を行いたかった」との声があり、この事業を受託いただいている。また、事業開始と同時に SSW を対象としたヤングケアラー研修会にて、ヘルパー派遣事業の案内を行うことで、SSW からの相談をヤングケアラー支援につなぐことができた。その他にも、地域包括支援センターのケアマネジャーや障害福祉分野の相談支援専門員を対象とした研修会にて周知を図るなど、ヤングケアラーへの支援につながるよう、広く周知している。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- いわゆる虐待の定義にあてはまらないがヤングケアラーの状況にあるというこどもは、ケース管理上は児童虐待に係るケースの取扱いと変わらず要支援児童として登録するが、ケース管理に用いる台帳においてヤングケアラーに関する項目を設けて管理している（該当する場合はその項目の枠に「○」をつける）。
- 児童相談システムには児童福祉部門で記録を入力し、このシステムとは別に紙ベースでも管理している。このシステムを保健部門や教育部門にも設置しており、どのケースが動いているかの確認ができる。
- ヤングケアラー支援状況に関しては、支援事業の主担当と地区担当ケースワーカーは、一元的に台帳管理している。

[3. 個人情報の取扱い]

- 有料のヘルパー派遣事業においては、世帯所得等の確認の必要があるため、申請時に個人情報の取扱いに係る同意書を出してもらうルールにしている。また、ヘルパー派遣事業の利用状況や聞き取りを行った内容は児童相談システムにも転記するようにしており、関係するケースワーカーに共有できる形となっている。
- 「新規連携シート」を用いた相談は、対面での聞き取りを行い、要対協登録ケースとして、各関係機関で情報共有し支援を行っている。そのため、個人情報は要対協管理となっている。

[4. 教育分野との連携 > (2) 教育部分野が主に実施]

- 要支援・要保護児童の中には高校とも連携をとって支援しているケースもある。要支援・要保護児童が比較的多く在籍している場合は、管理職ベースにより年間を通して打ち合わせを行う学校もあるため、当部門の取組についても周知されており、高校と子ども家庭支援センターの関係が築けている。

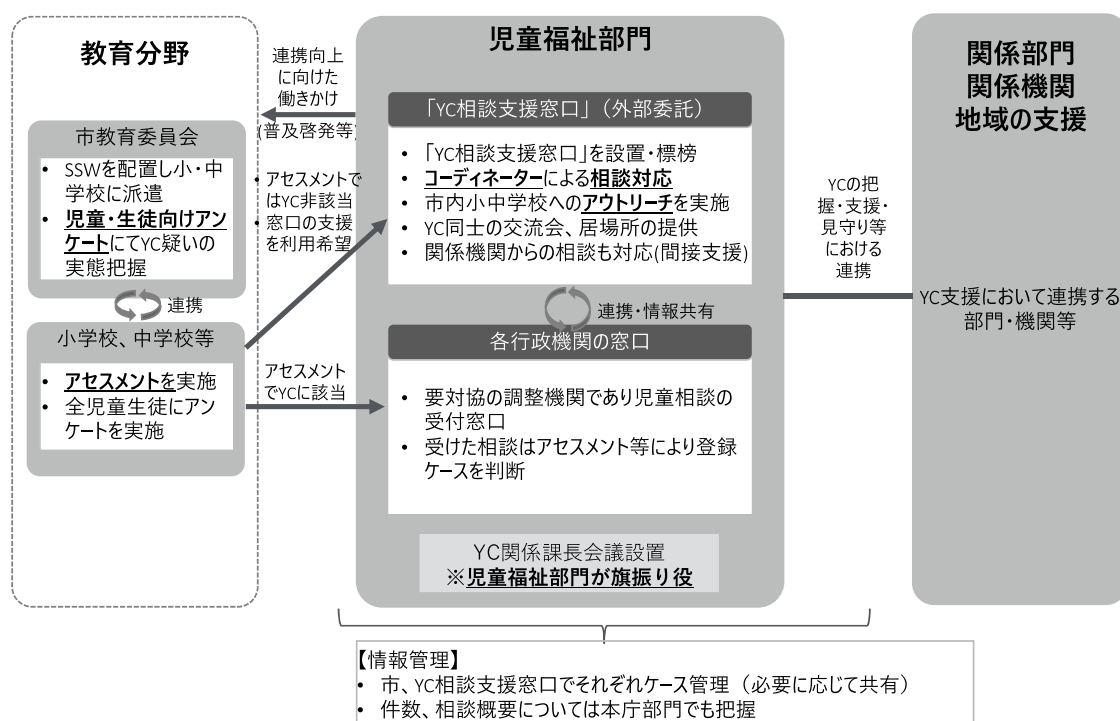
3.1.3 仕組み例③ 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用

- 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談支援窓口」を設置して、ヤングケアラー支援に係る相談を受け付け、支援する運用方法です。
- 教育分野で把握したヤングケアラーを、行政機関の窓口または「ヤングケアラー相談支援窓口」につなぎ、ヤングケアラー支援ケースとして要対協とは別の枠組みの中で管理します（要対協登録ケースでありヤングケアラーの状態でもあるケースは、従前の要対協の枠組みの中でも管理）。

【仕組み例③ B市の事例の特徴】

B市（人口規模：80万人以上）

図表 7：仕組み例③－B市の事例－



[2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（1）実施主体]

- ヤングケアラーを含む児童相談の入口は、要対協の調整機関であり児童相談の窓口である行政機関の窓口（以下、「行政窓口」という。）と、ヤングケアラー支援に特化した「ヤングケアラー相談支援窓口（委託）」の2つ。委託先では市が定めた仕様書に沿って運営が行われている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (2) 対象者]

- 「ヤングケアラー相談支援窓口」は18歳未満を基本的な対象としている。18歳を超えた方からの相談については傾聴対応を行っているが、18歳以上の場合は「ヤングケアラー相談支援窓口」で支援や見守りをし続けていくことを想定はしておらず、別の枠組みへとつなぐことになる。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 2) 体制整備②：ヤングケアラー相談を専門とする窓口の設置、3) 体制整備③：コーディネート機能]

- 「ヤングケアラー相談支援窓口」には常時コーディネーターがいる体制。コーディネーターは有資格者かつ現場経験がある方で、ヤングケアラー本人からの悩みも聞ける体制としている。また、来所相談を希望する場合やヤングケアラー同士のつながりをもちたい場合等に対応するため、対面形式やオンライン形式での交流会等の実施が可能な設備も整えている。
- 「ヤングケアラー相談支援窓口」では、ヤングケアラー支援に関することであれば、ヤングケアラー本人や家族のみならず、支援する関係者からの相談も受け付けている（間接支援）。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- ヤングケアラーのアセスメントに用いる基準としては、令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業において策定されたアセスメントシートを一部修正して活用している。
- 学校側で把握されたヤングケアラーは、行政窓口へ要保護・要支援について情報共有を行う。行政窓口で情報収集・再アセスメントをした結果、要保護・要支援児童に該当する場合は、関係機関での継続した支援を行う。該当しない場合は、学校での見守りの継続、必要に応じて、ヤングケアラー相談支援窓口での支援（本人の相談対応、ヤングケアラー同士の交流等）も行う。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 8) ケース情報の管理]

- 要保護・要支援児童として対応がなされる場合であれば通常の要対協の枠組みの中でケースが管理される。ヤングケアラーの状態があるケースの数は当部門でも把握しており、ヤングケアラー支援対象者の一覧の中でカウントするようにしている。

[3. 個人情報の取扱い]

- ヤングケアラーの支援を行うにあたっては、こども本人や家族に情報共有に係る同意を取るよう学校や関係者にお願いしている（児童虐待が疑われる等は除く）。
- こども本人や家族の同意がないと支援につなぐことができない。同意が取れない場合は、個人情報を用いない形で一般的な対応のアドバイスをしている。
- 「ヤングケアラー相談支援窓口」の担当者には、行政窓口や学校等とケースについて共有する際は、原則として本人の同意を得た上で、行政窓口や学校等、対面で状況共有を行っている。

[4. 教育分野との連携 > （１）児童福祉部門が主に実施]

- ヤングケアラーの現状や支援の必要性についての啓発活動に力を入れた。窓口のPRと同時に、対象になりそうなこどもで、必要な支援が届いていないこどもがいれば相談してほしい旨を併せて伝えている。市立全小・中学校等については全児童生徒に「ヤングケアラー相談支援窓口」のチラシを配布し、家族の目にもとまるようにした。私立学校や県立学校を担当する部門にも周知し、必要時に活用していただくよう伝えている。
- 「ヤングケアラー相談支援窓口」コーディネーターは、アウトリーチ（巡回訪問）活動として、市内の小中学校等に巡回して窓口について周知している。その際、支援関係者の相談も受け付けていること（間接支援）もあわせて伝えている。

[4. 教育分野との連携 > （２）教育部分野が主導]

- 市立全小・中学校等が実施する児童生徒向けのアンケート項目の中に、ヤングケアラーに関連する質問項目が含まれるようになった。アンケート実施後、ヤングケアラーの疑いのある児童生徒に対し、面談とアセスメントを行い、支援の必要があると判断した場合には、行政窓口へ情報提供するといった流れができた。

[6. 支援のより良い運用のために]

- 相談窓口の質の維持向上のために、有識者から支援に関するスーパービジョン（助言・指導）を受ける仕組みを導入している。

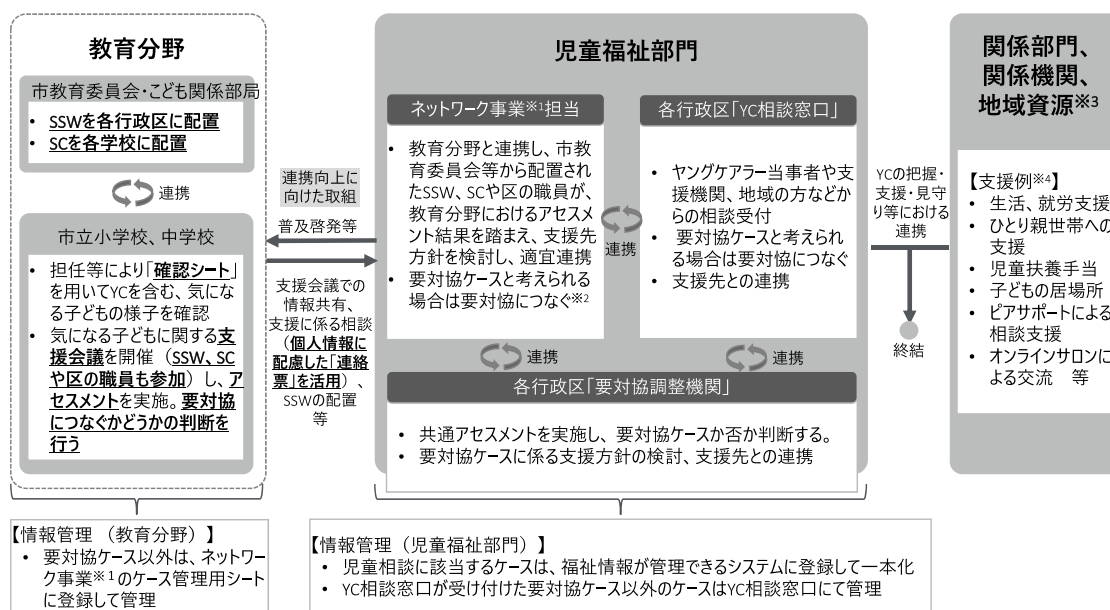
3.1.4 仕組み例④ 行政区ごとに「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用

- 教育分野で把握した気になる子どもを、福祉の専門家である SSW、SC や区役所の職員を交えて支援等について検討し、ヤングケアラーケースかどうかをアセスメントした上で、区役所等必要な支援先につなぎ管理します（要対協登録ケースでありヤングケアラーの状態でもあるケースは、従前の要対協の枠組みの中でも管理）。

【仕組み例④ G 市の事例の特徴】

G 市（人口規模：80 万人以上）

図表 8：仕組み例④－G 市の事例－



※1 行政区を実施主体とし、学校現場と連携して支援が必要な子どもや家庭を発見するための仕組みを設けたネットワーク事業として従前より実施するもの（図表においては仮で「ネットワーク事業」として示す）

※2 当該事業担当が状況に応じて他機関と連携し、支援を行う場合もある。

※3 関係機関には医療機関、児童相談所、社会福祉協議会等を含む。また、地域資源には民生委員・児童委員、NPO 法人、地域団体、福祉サービスに係る相談支援機関等を含む。

※4 ピアサポートによる相談支援、オンラインサロンによる交流は寄り添い型相談支援事業における支援。

【2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（3）実施方法＞4）教育分野での把握】

- ネットワークにより把握された支援対象については、学校長、教頭といった管理職や教員に加えて、SSW、SC や区役所の職員などにより、支援会議を開催し、支援先や支援制度を検討し、その利用に向けて寄り添い型支援を実施する。なお、支援会議には、状況に応じて地域の状況等を確認するために、守秘義務が課せられた民生委員児童委員が参加する場合がある。

- 支援対象となったケースはアセスメントにより支援方針の検討・具体的支援の進捗状況・支援の効果などを一元化して管理する。

世帯の状況に応じて要保護児童/要支援児童として要対協担当部署へつなぐ場合もあり、必要に応じて要対協と連携しながら当該事業でケース管理を行う。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 共通アセスメントにより要対協登録ケース(要保護/要支援児童)を判断している。要対協登録ケースとならないものは、ヤングケアラー相談窓口がケース管理を実施。

なお、令和3年度末にG市における虐待対応マニュアルを改訂し、当該マニュアルに掲載している共通アセスメントシートにおいて、ヤングケアラーの把握もできるよう、ヤングケアラーに関する項目を追加した。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 6) 支援施策]

- 支援対象となったケースについて、必要に応じて関係機関と連携。
- ヤングケアラー寄り添い型支援事業として、ピアサポートによるSNS相談やオンラインサロンを実施している。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- 区で受理した児童相談に該当する全ケースについては、福祉サービスの受給状況や住民基本台帳情報などを一元管理するシステムに、児童虐待情報などを入力し、進捗管理している（総合福祉システム）。
- 要対協登録ケースについてはシステムに入力されている内容を踏まえて要対協の調整機関である区が紙ベースで会議資料を作成し、要対協の実務者会議などにおいて要対協の構成員と児童の情報を共有している。
- 総合福祉システム内の全ての児童相談を入力する画面にヤングケアラーの項目を追加し、ヤングケアラーの把握に漏れがないように改修を行った。

[3. 個人情報の取扱い]

- 学校内のアセスメントとして「確認シート」を活用しているが、個人情報保護条例の関係から学校内での共有に留めており、区役所に相談して情報を提出する際は、別途「連絡票」を作成するルールとなっている。
- なお、「連絡票」にはこどもの氏名、生年月日、就学状況、家族の状況、児童虐待の可能性や障がいの有無、その他に気になる点、関係機関における支援記録を記載できるフォーマットとしている。

[6. 支援のより良い運用のために]

- 従前より、行政区を実施主体とし、学校現場と連携して支援が必要なこどもや家庭を発見するための仕組みを設けたネットワーク事業を実施。この事業においては、学校で全児童対象に確認シートによる課題を抱える児童生徒の発見とSSW等によるアセスメントを実施し、適切な支援につなげる流れができている。この事業はヤングケアラーを早期発見するツールとしても活用している。

【類似の仕組みで運用する他市の事例】

H 市（人口規模：80 万人以上）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (2) 対象者]

- 市のケアラー支援条例では、ヤングケアラーを「ケアラーのうち、18 歳未満の者」と定義しているが、支援にあたっては、実情にあわせて対応している。継続支援が必要であれば児童福祉で取り扱われているケースと同様に、既存の公的サービス（障害福祉や高齢福祉等）につないでいく。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 2) 体制整備②：ヤングケアラー相談を専門とする窓口の設置]

- ヤングケアラー支援は、こどもへの支援が必要となるケースとして、各行政区に設置した「子ども家庭総合支援拠点」が主体的に対応していくこととしている。特に他部署と連携した支援が必要であるヤングケアラーにおいては、要対協の枠組みの中で支援するなどして既存のネットワークを活用しながら関係機関で連携した支援を実施することとしている。子ども家庭総合支援拠点は、要対協の調整担当者として、関係機関の調整役を担っている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 4) 教育分野での把握]

- 学校でヤングケアラーを把握した場合、まずは、学校内において、SSW や担任の先生が中心となりこどもの支援にあたっている。その中で、特に福祉的な支援（例えば、家族の介護認定や障害サービスの導入、児童虐待が疑われるなど）が必要と判断された場合に、区役所に設置している子ども家庭総合支援拠点が中心となり、連携した支援を実施することとしている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- （学校と連携しアンケート調査を実施しているわけではなく、）学校が独自にアンケート等により調査した結果、学校として支援が必要と判断した場合に、まずは学校の中でできる支援をし、その中で児童福祉部門との連携が必要な場合に、各区の「子ども家庭総合支援拠点」に相談が入っている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 6) 支援施策]

- ケアラー条例制定に伴い、ヤングケアラーがいる家庭へのヘルパー派遣事業も開始（当該事業の事業設計なども担当課が担っている）。各区役所が管理するヤングケアラー支援ケースの中で必要と思われる場合に利用可能な仕組みとしている。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 子ども家庭総合支援拠点では、ヤングケアラーの支援に関する相談も含め、こどもやその家庭に関することについてなんでも相談を受け付けている。また、学校へのケースワーカー訪問によって、顔の見える関係を構築できおり、支援に悩む状況がある時に、まずは一旦相談してみようと思える関係性が構築されていると考えている。

3.1.5 先行事例の考察を通して見えてきたヤングケアラー支援の運用における課題

- ヤングケアラー支援を児童福祉部門が主導して運用していくにあたり、いくつかの課題が考えられます。
- 支援を必要とするヤングケアラーを把握することができるかどうか
 - ・ ヤングケアラーは、法で定められた厳格な定義があるわけではなく、こどもの置かれている状況、子どもの権利が侵害されている可能性や家族の状況、考え、想いなどを理解した上で、支援の必要性を総合的に検討し判断していくことになります。児童福祉部門と教育分野といった複数の分野・部門で情報を共有しながら検討し、必要となる支援を進めるにあたり、「どのような場合に支援につながるのか」について、関係者間で共通の認識を持って対応する必要があります。
- 要対協の枠組みを活用する際の留意点
 - ・ 児童福祉部門が要対協の調整機関を担う場合は多く、既にある要対協の枠組みを活用しながらヤングケアラー支援の運用を行うのが効率的です。
 - ・ ヤングケアラー支援ケースを要対協登録ケースとして取り扱うと、要対協で管理するケース数が増加する場合があります。ケース数が増加することで、ヤングケアラーを含む一つ一つのケースで必要なアクションを適時に行うことができない、という状況にならないような確認の仕組みが必要です。
- ヤングケアラー支援ケースの一元管理はどのように行うか
 - ・ ヤングケアラー支援には、当研究事業で対象とした児童福祉部門や教育分野以外にも多種多様な部門・機関が関わります。ヤングケアラーの把握にはじまり、支援の実施から見守りや事後支援に至るまで、段階ごとに主な対応部門・機関が変わる場合もあります。例えば、教育分野や児童福祉部門とは別のところで把握したヤングケアラーで、そのまま支援が完結した場合、ケース管理上の取扱いをどのようにするかなど、管理する範囲や方法、体制を、既存の取組との兼ね合いも含め検討する必要があります。

- ・ 支援を主導し調整役となるヤングケアラー相談窓口が明確になれば、ヤングケアラー支援に関する情報が集約され、一元管理がしやすくなることが考えられます。その際、可能であればコーディネーターを設置するなどして、情報を一元的に把握し、集約していくことが望ましいでしょう。また、児童福祉部門が自らヤングケアラー支援施策（相談やヘルパー派遣事業等）を持つ場合にも、その支援サービスの利用状況が把握できるため、把握や管理しやすくなることが考えられます。
 - ・ 支援が必要なこどもに漏れなく滞りなく支援できる連携体制が整っている場合には、必ずしも一元管理しなくとも、多機関でそれぞれが管理していく方法もあります。各自治体の状況に応じた管理方法を検討するとよいでしょう。
- ヤングケアラーの状況にあるこどもが18歳を超えた／超えている場合にどう対応するか
- ・ 児童福祉部門が担当するのは基本的に18歳未満のこどもです。しかし、ヤングケアラーであるこどもが抱える課題は18歳を超えてもなお続く場合があります。また、18歳を超えてから支援の必要性が生じる場合があります。児童福祉部門での対応として、18歳を超えた／超えている相談の受け付けや支援継続の方針・仕組みを考えておく必要があります。
 - ・ 18歳を超えた方であっても、引き続きヤングケアラーに関連する相談を受け付けることも考えられます。また、関連部門（例えば、重層的支援体制での支援や、‘ケアラー’という視点でケアの受け手に対して支援を行っている高齢者福祉部門や障害福祉部門などでの支援）へと引き継ぐ場合もあるかもしれません。切れ目なく支援ができるよう、地域の実情にあわせて予め検討しておくことが求められます。
- 高校や私立学校との連携を促進させるにはどうするか
- ・ 児童福祉部門にとって、市立の小学校や中学校は、それぞれに派遣・配置されたSSW含め、いわゆる“顔の見える関係”が既にできている先であり、ヤングケアラー支援においても連携のイメージが沸きやすいのではないのでしょうか。他方、高校（県立の場合は都道府県教育委員会が所管）や私立学校（都道府県知事部局（私学担当部局）が所管）

については、これまであまり連携して支援等を行った実績がないかもしれません。

- ・ 高校や私立学校においても、支援を必要とするヤングケアラーがいることが考えられますし、これまで支援を行ってきたヤングケアラーがそれらの学校に進学することもあり得ます。
- ・ 仮に高校を中退した場合には、教育分野での見守りから離れてしまうことになり、いよいよ支援が行き届かなくなる恐れがあります。
- ・ ヤングケアラー支援からこどもが抜け落ちてしまうことがないよう、高校や私立学校との連携を推進させるための工夫が必要です。
- ・ 例えば、小学校や中学校の段階からヤングケアラーであると把握していたケースについては、本人や家族の同意を得た上で、高校や私立学校への進学に際して、進学先の学校に連絡し、連携していくことも考えられます（転校時も同様）。
- ・ また、高校との連携促進に向けた取組として、都道府県教育委員会へ働き掛けを行うことも考えられます。高校に配置されている SSW との会議や県立学校への巡回相談といった取組は、普段から“顔の見える関係”になるために有効であると考えられます。ただし、高校への巡回を網羅的に行うことは所管の違いや物理的な距離的な問題等からも難しい場合があります。その場合は、例えば定時制高校に絞るなどして、巡回相談を行う検討をしてもよいでしょう。また、定期的に教頭や教育相談担当者、生徒指導主事に対して、電話やメールにより巡回することも考えられます。
- ・ 高校から情報を得る際は、ヤングケアラーに限らず、「福祉的な内容で困っているこどもがいたら教えてください」として児童福祉部門が『どのようなことでも聞きますよ』というスタンスを示すと、情報を得やすくなるでしょう。
- ・ 私立高校については、都道府県の知事部局などの私立高校を所管する部署において SSW の配置状況を把握している可能性がありますので、必要に応じて問い合わせ、私立高校に配置されている SSW に連絡をするなどして関係性を築いていくとよいでしょう。

- ・ 高校や私立学校では、所管の違いからヤングケアラーの支援の相談がしたくても行政側の窓口が分からない場合があります。高校や私立学校に対しても、所管する部署を経由し、あるいは、直接的に、児童福祉部門から積極的に声をかけることが子どもたちを助けることにつながります。

第4章 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項

- 第4章では、児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用において必要となる事項についてまとめます。

1. 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用が目指すこと

- ヤングケアラーであるこどもが抱える課題を軽減したり解消したりするためには、様々な分野・部門が連携して行う支援が必要です。
- 多機関・多職種がそれぞれの専門性や支援施策を持ち寄ってヤングケアラー支援を進める際、滞りなく、また、効率的に進めるためには、誰かがその取組を主導し、まとめ、管理していく必要があります。
- 他方、こどもが多く時間を過ごす場所の一つに学校があります。教員はもちろん学校に勤務するSSWやSCは、最もこどもの変化や抱えている困りごと、心配ごとなどを敏感に感じ取り、こどもに寄り添いながら丁寧に捉えることができる立場といえるのではないのでしょうか。ヤングケアラー支援において、教育分野は非常に重要な役割を担います。
- 教育分野で把握されたヤングケアラーを公的支援につなげるにあたり、児童相談や様々なこども関連政策・施策を所管する児童福祉部門は、教育分野と日頃から接点があり連携の経験もあるため、教育分野同様、ヤングケアラー支援において非常に重要な役割を担います。
- 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用が目指すのは、支援を必要とするヤングケアラーを、漏れなく、切れ目なく、滞りなく、こども本人のペースにあわせて進めていくことです。
- そして何よりも、子どもの権利やこども基本法などの内容を踏まえた取組になるよう進めていくことに、児童福祉部門が主導する意義があります。

2. ヤングケアラー支援の運用内容

(1) 主体の考え方

- ここでいう「児童福祉部門」とは、こどもの福祉に関連する部門を総称したものです。家庭や児童の相談を受け付ける相談機関・窓口、要対協の調整機関、こどもに関連する政策や施策の立案・実行・評価等、様々な立場や役割でこどもの福祉に関わる部門を、広く捉えています。

(2) 対象者の考え方

- 児童福祉部門が対象とするのは、基本的には18歳未満の児童ですが、支援を必要とするヤングケアラーが支援を継続していく中で18歳を超える場合や、支援が必要と気づいた時点で18歳を超えている場合があります。
- ヤングケアラー支援の窓口となり主導するという意味では、下記の方法が考えられます。
 - 18歳を超えた場合に、関連する他部門の支援へとつなぐ
 - 18歳を超えた場合でもしばらくフォローアップを続けていく
 - 18歳未満と18歳以上の相談先を分けて明示する
 - 18歳を超えている場合であっても、ヤングケアラー支援の窓口としていったん相談を受け付ける（その後、関連する他部門の支援へとつなぐ）
- いずれにせよ、予めどのような方針で対応にあたるかを決めておく必要があります。

(3) 実施方法

1)体制整備①：まずは既存のスキーム（制度、枠組み）の活用から

- 児童福祉の分野では、要対協の枠組みを用いた支援ケースの運用方法があります。ヤングケアラー支援ケースが必ずしも児童虐待に該当するわけではありませんが、ヤングケアラー支援の運用を担うコスト（人員や予算等）があまり確保できない場合は、この既存の枠組みを活用して支援ケースを運用・管理していくことが考えられます。

2)体制整備②：ヤングケアラー相談を専門とする窓口の設置

- 児童福祉部門の中に「ヤングケアラー相談の専門窓口」を設置する方法もあります。

- 窓口は、市の児童福祉部門に設置する場合もあれば、（行政区がある場合）行政区の役所に設置する場合があります。また、この窓口を自前（直営）で運用する場合もあれば、委託して運用する場合があります。
- ヤングケアラー相談の専門窓口の役割としては下記が考えられます。
 - ヤングケアラー本人や家族からの相談対応
 - ヤングケアラー支援に関するアセスメント、援助方針の決定
 - ヤングケアラー支援における連携に係る調整（コーディネート）
 - 支援担当者からの相談対応（間接支援）
 - ヤングケアラー支援のケース管理
 - 関係機関への普及啓発活動（巡回訪問等の方法による）
 - その他、ヤングケアラー支援に係る支援施策の実行 等

3)体制整備③：コーディネート機能

- 先述したヤングケアラー相談の専門窓口が担う重要な役割の一つにヤングケアラー支援における連携に係る調整（コーディネート）があります。専門窓口が設置できない場合であっても、ヤングケアラー支援窓口に関係機関や団体等と連携して相談や支援、適切な機関へのつなぎを行う専門家としてヤングケアラー・コーディネーターを配置することも考えられます。

4)教育分野での把握

- 学校等の教育分野において、ヤングケアラーかもしれないと気づくためのポイントを、予め児童福祉部門と確認し、共通の認識を持つておくことが大切です。
- 児童・生徒向けのアンケート調査において、ヤングケアラーであることに気がつくための質問を加える方法もあります。アンケートの結果としてヤングケアラーかもしれない児童や生徒がいた場合、個別に面談するなどして、状況や本人の考えを確認するとよいでしょう。
- ヤングケアラーかもしれない気が付いた場合、下記のような対応が考えられます。いずれの場合であっても、予め児童福祉分野と「支援をどのような流れ・手順で進めていくか」についての大枠の方針や方法、ルールなどを協議しておく必要があります。
 - まずはヤングケアラー支援を主導する児童福祉部門に相談する
 - 教育分野において、教員やS S Wが、確認のための様式を用いて、そのこどもの抱える課題を整理し、支援の方針を立てる

- 児童福祉分野につなぐ前に、教育分野において支援会議を行い、教育分野における対応にとどめるか児童福祉分野の支援につなげるか等を検討する

5)児童福祉部門でのアセスメント

- 教育分野からヤングケアラー支援に関する相談があった場合、児童福祉部門において受理会議を行い、ヤングケアラーの状況や支援の必要性についてアセスメントします。
- ヤングケアラー支援のアセスメントについては、先行研究の結果を参照するなどしてアセスメントのための項目を予め検討しておくとい良いでしょう。
- 児童虐待のリスクアセスメントの際に使用するツールといった既存のアセスメントツール（確認や評価・分析のための様式等）の中に、ヤングケアラーの状況を確認するための項目を追加する方法もあります。
- 教育分野からヤングケアラー支援に関する相談を受け付けた後、ヤングケアラーの状況や自治体の体制・考え方により様々ではありますが、対処の方としてはいくつかの方法が考えられます。
 - ケースの管理
 - ◇ ヤングケアラー支援を行うケースを要対協登録ケースとして取り扱う（状況に応じて、要支援児童の場合も要保護児童の場合もあり）
 - ◇ ヤングケアラー疑いとして相談があったケースを要対協登録ケース（要支援児童）として取り扱う
 - ◇ ヤングケアラー支援を行うケースをヤングケアラー相談窓口が個別に管理する（要対協登録ケースとして取り扱う形と併用する場合もあり）
 - 相談の種別
 - ◇ 虐待相談（ネグレクト事案）として受け付ける
 - ◇ 虐待と判断される要素がない場合、養護相談として受け付ける

6)ヤングケアラーを対象とした支援施策やヤングケアラーが利用可能な支援施策

- 「子育て世帯訪問支援事業」（ヘルパー派遣事業）や「ヤングケアラー寄り添い型支援事業」（ピアサポート等）、「支援対象児童等見守り強化事業」（宅食事業）といった事業があります。市区町村によっては、よりヤングケアラー支援に活用しやすいよう対象者設定を工夫したり、いくつかの事業を組み合わせたりして、支援策として活用しています。
- 上記以外にも、既存サービスの利用対象者を拡大して活用できる場合もあります。まずはヤングケアラー支援としても対応できそうな施策がないか、あるとすれば対象者をヤングケアラーに拡大可能かどうかを確認し、整理してみることが有意義です。
- 上記事業等に対応する人材の確保が難しい場合は民間委託等も考えられます。
- ヤングケアラー本人に寄り添い、話を聞き、見守るということ自体も、大切な支援と考えられます。
- 市町村においては、令和5年度予算に盛り込まれた「市町村相談体制整備事業（ヤングケアラー支援事業）」を活用し、学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備することで、より効果的な取組を展開することができると考えられます。

図表 9：市町村相談体制整備事業

拡充 市町村相談体制整備事業	
<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）> 令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）	
1. 事業目的	○ 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る ○ <u>学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する【拡充】</u>
2. 事業内容、実施主体、補助率	実施主体 市町村 負担割合 国：1／2、市町村：1／2 (1) 市町村スーパーバイス事業 市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所O B等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。 【基準額】 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円 (2) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。 イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。 【基準額】 1市町村当たり 交付要綱による (3) 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業 児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。 【基準額】 1支援拠点当たり 交付要綱による (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業 支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。 【基準額】 ①基本分（1か所当たり）564,000円 ②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円 ③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円 (5) ヤングケアラー支援事業【拡充】 <u>学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。</u> 【基準額】 1市町村当たり 1,860,000円

1

7)終結するかどうかの判断

- ヤングケアラー支援ケースを要対協登録ケースとして取り扱う場合は終結の判断は要対協における終結の基準に従うことになると考えられます。
- このほか、こどもがケアをする対象者の施設入所や死亡等で、こどもの負担がなくなった場合や、支援を主導する機関が他の機関に移ったことをもって児童福祉部門での対応を終結するという考え方があります。
- ただし、こどもの負担がなくなった場合であっても、それまで長期間にわたり過度な負担が続いた結果、こどもが深く傷ついていることも考えられます。ヤングケアラーではなくとも、一人のこどもとして、支援が必要な場合があることには留意が必要です。
- ヤングケアラーが困った時に相談できるよう、こどもに寄り添える体制が整備されているとよいでしょう。こどもに寄り添うのは公的機関だけではなく、民間団体の場合もあります。

8) ケース情報の管理

- 要対協登録ケースとなった場合、要対協の枠組みの中で管理します。
- 管理台帳の上で、ヤングケアラー支援ケースであることが分かるような印をつけて、ヤングケアラー支援ケースが分かりやすくなるようにするといった工夫もあります。
- 要対協登録ケースとして取り扱う場合、ヤングケアラー支援ケースのみを専任で確認する担当者を置くと、ヤングケアラー支援ケースが埋もれてしまったり、滞ってしまったりすることを防ぐことができます。

コラム：社会福祉分野での先行事例ー日本で初めてのヤングケアラー相談・支援窓口ー

Ｌ市は、全国で初めて、いわゆるヤングケアラーを対象とした相談・支援の専用窓口を設置した市です。10代だけでなく20代の若者への支援も実施しており、ヤングケアラーではなく、「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」という名称を用いています。当事者及び関係者からの相談を受けるだけでなく、支援の総合調整も担っています。

➤ 対象となるケアラーの捉え方

基本的には、ケアラーが18歳未満の場合には、「各区役所・支所のこども家庭支援室」、18歳以上の場合には「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」が相談を受け付ける体制ですが、実際は「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」にも18歳未満のヤングケアラーの相談があったり、より専門的なヤングケアラー支援が必要と考えられたりする場合などは、区役所からケースの相談を受けることもあるそうです。

➤ 窓口設置の経緯

この窓口が設置されたのは、令和元年に発生した不幸な事件によりケアラー支援に関連する問題が浮き彫りになったことが発端でした。翌令和2年度に市でプロジェクトチーム（福祉局、健康局、こども家庭局、教育委員会事務局から編成）を立ち上げて、支援体制強化の検討に入ったそうです。その後、令和3年度に福祉局政策課に相談・支援窓口が設置されました。こどもだけでなく若者も支援の対象に含めるため福祉部局が所管しており、生活保護、障害福祉、介護保険など、同じ局内の課とも連携できる体制です。

➤ **支援における学校関係、SSWの重要性**

相談・支援窓口が対応するこども・若者ケアラーに関する相談は、関係機関からの相談が最も多く、4割以上が学校やSSWからの相談です。特にこどもの状況をよく把握しているSSWはヤングケアラー支援において鍵となる存在と考えており、SSWの定期的な会議の場などを活用しながら相談・支援窓口について積極的に周知してきました。

➤ **フォローアップや終結の考え方と伴走支援**

相談・支援のフォローアップについては、ケアを受ける対象の方が施設に入所した、ケアラーが世帯から転出をした、ケア対象の方が亡くなったなど、ケアラー要因がなくなったら終結するという考えがあります。また中には、ケアラーではないかという疑いの段階で相談・支援を始めたケースで、ケアラーの要因が認められない場合は、一定の見守り期間を設けた上で終結としています。

これまでに、有識者からの指導を得る中で、相談・支援窓口が継続して支援することで伴走的支援ができるのか、あるいは、他の関係機関が引き継いで支援をすることで伴走的支援ができるのかといった点を議論したことがあったそうですが、必ずしも、相談・支援窓口が継続支援することのみが伴走的支援ではないという結論に至りました。次に引き継いでいただければ関係機関があればボタンタッチをしてそこに寄り添っていただく、仮にまたケアラー状態に戻った場合は、相談・支援専門窓口が支援を再開する。そのように途切れのない形でいずれかの機関が関わることで伴走的支援が実現できるのではないかと考えているということです。

3. 個人情報の取扱い

- 要対協の枠組みにおいてヤングケアラー支援ケースを取り扱う場合は、構成員に情報を共有することができます。
- 既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規定が設けられている場合は、その会議体において情報を共有することが考えられます。
- ヤングケアラーが何等かの支援事業に参加する場合、その参加申請の際に、あわせて支援に必要な場合に個人情報を関係機関に共有することについて同意を取得する方法もあります。
- 上記を除き、自機関で入手した個人情報を他機関に共有する場合、ヤングケアラーであることも本人や家族の同意を得ることが求められます。

4. 教育分野との連携

(1) 児童福祉部門が主に実施（普及啓発、アウトリーチ（巡回訪問））

- 児童福祉部門から教育分野に対しては、下記のような働き掛けが考えられます。
 - ヤングケアラーに関する研修会（児童福祉部門が主導する場合）
 - 巡回相談
 - ヤングケアラーの支援に係るマニュアルやアセスメントツールなどの共有
 - ヤングケアラーを把握した際のフローの検討や共有
 - 関係者会議の開催
 - ヤングケアラー支援に係る取組についての啓発
 - ヤングケアラー支援に係る相談先、連絡先
- 普段から顔の見える関係を作っておくことが大切です。
- 市内の小・中学校だけではなく、高校や私立学校、特別支援学校など、あらゆる学校に対してヤングケアラー支援について周知することが重要です。

(2) 教育分野が主に実施

- 教育分野で主に実施することが求められるものとしては、下記のような取組が考えられます。
 - 教育委員会等を通した啓発活動（ヤングケアラーに関する研修会等）
 - 学校における、支援会議
 - SSW によるヤングケアラーに対する相談支援
 - 中学校を卒業し高校に入学するヤングケアラーがいる場合に、当該生徒に係る情報の高校との情報共有

5. 関係者による連携会議

- ヤングケアラー支援において連携する部門や機関で関係者会議を開く方法があります。全ての関係機関が当事者意識を持って関わるのが肝要であり、その意識の醸成のためにも、関係者会議を定期的に開催するのが有意義と考えられます。
- その会議の旗振り役として、児童福祉部門が期待される役割は大きいです。

6. 支援のより良い運用のために

- 可能であれば、ヤングケアラー支援の運営に係る会議の委員として有識者を招聘し支援事業についての助言を受けたり、ヤングケアラー相談に関して事例検討会に有識者を招聘する等して支援に関するスーパービジョン（助言・指導）を受けたりする機会を得ることができると、外部の専門的な視点を取り入れながら、より質の高い支援につながることが考えられます。
- 地域で他部門や他機関が主導する取組やネットワークと連携して支援を行うことで、切れ目のない支援となることが期待できます。

コラム：生徒指導提要の改定

「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂されました。生徒指導提要とは、「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」として文部科学省初等中等教育局児童生徒課が作成したものです。

改訂版「生徒指導提要」の「第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」においては、児童生徒の家庭での過重な負担についての支援として、ヤングケアラーに関する事項がまとめられています。

そこには、教職員がヤングケアラー支援に係る研修に参加することの重要性や、教職員がケース会議等で情報を共有することで早期発見・対応につながる可能性、SSWと連携して市区町村の福祉部門等の支援につなげることの必要性について触れられています。

改訂版「生徒指導提要」から抜粋：

「学校の教職員は、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するため、日頃から支援に係る研修に参加することが重要です。教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子供本人や保護者と接することで、家庭における子供の状況に気づき、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性があります。支援が必要なヤングケアラーの可能性のある児童生徒を把握した場合には、SSWと連携して市区町村の福祉部門等を通じて必要な支援につなげることが求められます。」

https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf

第5章 対応が困難な事例ごとの留意点や工夫

- 第5章では、困難事例と想定されるものを2つ挙げ、それらの困難事例の対応における留意点や工夫について説明します。

5.1 家庭が支援を拒否する例

- ヤングケアラーが抱える課題は、こども自身にある課題ではなく、保護者を含めた家庭全体の課題であると考えられます。
- 例えこどもだけに焦点をあてて支援をしたとしても、家庭全体の課題が解消されなければ、こどもの置かれた状況は改善しません。また、仮にこどもが支援を望んでいるとしても、家族が支援を拒否している場合には、こどもを支援につなげることができなくなる場合もあります。
- 家庭が支援を拒否する例への対応は、次のようなポイントに留意するとよいでしょう。
 1. 支援を拒否するのはよくあることだと捉えましょう
 - ✓ ヤングケアラーに限らず、支援が必要な状態でも支援を拒否する場合は少なくありません。むしろ、支援が必要な家庭ほど支援を拒否することが多いという声もあります。
 - ✓ 行政が突然「支援をする」といって、いきなり連絡してきたり訪問してきたりすれば、構えてしまうのは自然なことです。以下の2～4のポイントも踏まえつつ、長期的な視点で本人や家族との関係構築を図り、本人や家族から相談してもらえるような関係を目指すことが求められます。
 2. 本人や家族に寄り添う伴走型の支援⁹を心がけましょう
 - ✓ 支援者側から一方的に支援の必要性を決めてしまうことのないように、対象となるこどもや家庭のおかれている状況やこれまでの歩みを尊重した上で、本当の希望やニーズは何かをしっかりと捉えるように意識しましょう。
 - ✓ 家族の強み・ストレングスに目を向けた上で支援を検討することも大事になります。

⁹ 伴走型支援とは、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援のことをいう。（一般社団法人日本伴走型支援協会ホームページより）

3. 時間をかけて本人や家族と信頼関係を構築していきましょう
 - ✓ まずは当該ケースの担当者が訪問をくりかえすなどして時間をかけて本人や家族と関係構築をしていく方法もよいでしょう。会うことが難しいケースは、オンライン会議システムを活用するなど工夫が必要になります。
 - ✓ また、NPO 法人などと連携し、元ヤングケアラーの協力を得ながら関係構築を図ることも考えられます。
4. 別の方法も考えてみましょう
 - ✓ 例えば、支援のコーディネーターといった別の者が連絡したり訪問したりすることで、状況が変わり支援につながる場合もあります。
 - ✓ 家の中に他人が入ることに抵抗をもつ家庭もあります。そういった場合は、いきなり訪問サービス等を提案するのではなく、置き配による配食サービスといった、対面を要しないサービスを提案してみるのもよいでしょう。
 - ✓ 家庭に対して支援することが難しい場合、こどもが希望する際には、こどもが家庭から離れる時間、機会を作ることも必要になります。例えば、学校で宿題をする時間を確保することも考えられます。

5.2 中途退学者等学校での把握が困難な例

- 所属する学校がない場合、ヤングケアラーの状況にあるこどもを把握することは困難を極めます。
- ただし、高校を中退したのであれば、小学校・中学校の状況まではたどることができるため、これまでに在籍した学校に、在籍当時の様子を訊ねたり教職員の気づきを参考にしたりすることで、ヒントが得られるかもしれません。
- また、中途退学の手続きを行う際に、高校がこどもに対してヤングケアラー相談窓口を案内したり、こどもの同意を得た上で必要な機関につなげたりすることも考えられるため、高校に対するヤングケアラーへの支援窓口の周知啓発等の取組は重要です。
- ヤングケアラーの状況にあるこどもということを考えれば、家族がかかっている医療機関や利用している事業所が近くにあるかもしれません。医療機関であれば、医療ソーシャルワーカーがヤングケアラーの存在に気づき関わっている可能性もあります。日頃から、関係機関との連携は密にしておくとういでしょう。
- 家族全体を捉えて支援を行う福祉関係の部門であれば、その家庭の中でヤングケアラーの状況であるこどもがいることに気がつくかもしれません。
- 日頃から様々な部門や機関に対して、ヤングケアラーかもしれないと思った時にどこに連絡をすればよいのか（庁内で主導してヤングケアラー支援を運用する部門の連絡先や、取組内容）を啓発していくことも大切です。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」

児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた
市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き

令和 5 年 3 月
有限責任監査法人トーマツ